

令和2年2月定例農業委員会議事録

1. 日 時	令和 2 年 2 月 26 日 午後 1 時 30 分	
2. 場 所	松 浦 市 役 所 市 民 ホ ー ル	
3. 農業委員の出席状況	(○出席 ㊗欠席 ㊗遅刻 ㊗早退)	
○ 1 番 伊藤 薫	○ 2 番 吉永 守	○ 3 番 柿山 享
㊗ 4 番 大久保 純三	○ 5 番 武部 文男	○ 6 番 大川内 満舎信
○ 7 番 松尾 奈津子	○ 8 番 田中 康	㊗ 9 番 崎田 隆
○ 10番 吉原 順穂	○ 11番 益本 徳市	㊗ 12番 梶山 達男
○ 13番 田中 晴美	○ 14番 山本 鉄美	㊗ 15番 松永 敬資
○ 16番 藤川 吉生	○ 17番 崎村 康子	○ 18番 瀬川 伸清
○ 19番 山川 重晴		
出席農業委員数 15名 在任委員の過半数に達しているため、本会は成立した。		
4. 農業委員以外の出席者(農地利用最適化推進委員)		
○ 松田 実男	○ 大久保 耕次	○ 安永 光男
○ 松瀬 義之	○ 大石 裕	○ 鈴立 企一
○ 立山 義典	○ 早坂 勇	○ 松尾 和広
○ 川下 實	○ 北川 廣海	○ 岩木 保徳
		○ 松永 勝也
		○ 百枝 純治
		○ 村田 勝美
		○ 紙本 政信
5. 農業委員会以外の出席者		
6. 事務局職員の出席者		
局 長 眞弓 朋治	次 長 森田 俊行	係 長 辻田 三代子
主 任 瀬尾 幸久	主 任 川村 和夫	副主任 前川 祐樹
7. 議 長	山 川 重 晴	
8. 議事録署名委員の指名		
11 番 益 本 徳 市	13 番 田 中 晴 美	

皆様こんにちは。ただ今から2月の定例会を開会いたします。

早いもので2月も今週で終わろうとしております。本日は、新型コロナウイルス感染拡大防止の関係で皆様にマスクを着用していただいております。少し息苦しいとは思いますが、ご理解いただきますようお願いいたします。朝夕はまだ寒さが続いておりますが、今年は雪が積もることもありませんでした。昼間は、暖かくなり、少しずつ春が近づいているような感じがいたします。早期水稻栽培の地域では、これから田植の準備が始まり、忙しい時期を迎えられます。健康管理、そして、農機具等の取扱にも注意されまして、事故にあわないよう、ご注意をお願いしたいと思います。

いよいよ、残り1か月で委員の皆様の任期2年目が過ぎようとしております。今年度は、国の施策に振り回された感のある1年でした。特に大きなところでは、人・農地プランを集落単位で令和2年度末までに実質化させる必要が出てきたことかと思っております。農業委員会で実施した、営農意向調査アンケートが活かせるということで、今年の8月からアンケートを実施しておりますが、現在市内在住の3,021世帯の内、2,431世帯分の回収が終わっており、回収率は80.47パーセントとなっております。今までの回収結果については、後継者の有無を反映した上で、すでに地図情報に反映しております。また、航空写真が今年の10月現在のものに更新されておりますので最新のデータで「人・農地プラン」に対応した地図が市内全地区で印刷可能となっております。本日、協議事項で農業嘱託員さんが回収されていないアンケート対象の世帯リストを委員の皆様にお配りしております。地区によっては、農業嘱託員さんが配布さえもしていない集落があります。このことが原因で、L資金の活用ができない、国県の補助事業が使えない等、農家の皆様に迷惑がかからない対応が必要と考えておりますので、3月の委員会までに回収をお願いいたします。回収の時には必ず農家の方の意向の確認をお願いいたします。規模拡大したいのか、縮小したいのか、やめたいのかなど、そこが一番重要になっていきますのでよろしく願います。なお、戸別訪問で農家の方と営農の意向についてのお話をされたものについては、年度末締めで4月にお支払いする、最適化交付金の対象となりますので、アンケートの回収の際には、必ず活動記録簿への記載をお願いいたします。

もう一点、先月税務課からきてお願いをしたと思っておりますが、近隣の市町の状況とも確認しまして、やり方を変えようということになったそうです。事前に事務局のほうでは、内容について聞いておりますが、委員の皆様にご直接税務課のほうからお話をさせていただきたいということで、だいたい30分程度だと思っておりますが、お付き合い願いたいと思っております。

それから、総会終了後になりますが、来年度の話になりますが、中間管理事業の重点地域を圃場整備済み農地とその周辺に絞らせていただくとともに、その対象地区となる志佐川1工区、御厨町大崎地区、西木場地区の委員さんにお残りいただき、説明を行わせていただきたいと思いますのでよろしく願います。

それでは、山川会長のご挨拶を受けまして、2月の定例会に入りたいと思っております。

会 長

皆様、こんにちは。本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。ありがとうございます。

今月は、私の方から特別にお伝えすることはありませんが、新型コロナウイルスが最高の山場にきていると言われており、ここで何とか食い止めなければと国県市を挙げてその拡大防止策に取り組んでいる中で、国も市町村を通じ「不要不急の会議、大人数の会は控えてください」という通達を出しているわけなのですが、皆様方も、会合に参加される際には十分に気を付けて頂きたいと思っております。

それでは、議事に入っていきたいと思っております。本日欠席届が出されている委員は、4番の大久保委員、9番の崎田委員、12番の梶山委員、15番の松永委員の4名、それから萩原委員、吉田委員の2名の推進委員が欠席でございます。

次に、本日の議事録署名人の指名をさせていただきます。11番の益本委員、12番の梶山委員が欠席でございますので、13番の田中晴美委員にお願いいたします。

それでは、各種報告から入らせていただきます。

事務局

各種報告に入ります。総会資料1ページをご覧ください。農地移動適正化あっせん事業報告でございます。4件でございます。

1件目は、令和元年10月3日にあっせんの申出があった分です。相手方は、記載のとおりです。あっせん会を1月23日に行い、1回協議が整いましたので、翌24日に市役所で調印式を行いました。

2件目は、令和元年10月10日にあっせんの申し出があった分です。相手方は、記載のとおりです。あっせん会を2月25日に市役所で行い、1回で協議が整いましたので、3月6日に市役所で調印式を行う予定です。

3件目は、令和元年12月4日にあっせんの申し出があった分が、相手方が見つからず、2月19日に取り下げになっております。

4件目は、令和2年1月14日にあっせんの申し出があった分で、相手方を選定中です。

5件目は、令和2年1月23日にあっせんの申し出があった分です。種類は売買、対象農地は記載しております5筆で2,227平方メートルです。

6件目は、令和2年2月6日にあっせんの申し出があった分です。種類は売買、対象農地は記載のとおりです。この2件について、あっせん委員の決定をお願いいたします。

議 長

それでは、新たにあっせんの申し出があった分について、あっせん委員の決定をしたいと思います。

まず、5件目の件でございますけれども、あっせん委員は推進委員が行うこととなりますので、村田委員と立山委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

推進委員

(村田推進委員、立山推進委員) はい。

議長 よろしくお願いいたします。次に、6 件目の件でございますけれども、岩木委員と松田委員にお願いしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

推進委員 (岩木委員、松田委員) はい。

議長 お世話おかけしますが、よろしくお願いいたします。
それでは、あっせん状況についてですが、1 件目の件につきましては、調印式まで終わっておりますので、2 件目から推進委員さんのご意見もお聞きしたいと思っております。

あっせん委員 推進委員の百枝です。先日 2 月 25 日にあっせん会を市役所で行い、条件、値段等折り合いがつき 1 回で協議が整いましたので、3 月 6 日に市役所で調印式を行うようになっております
買われた方は、認定農業者として相応しい方で、協議が整って良かったなと思っております。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。3 件目は、取り下げになっておりますので、4 件目についてお願いします。

あっせん委員 推進委員の鈴立です。地元委員の萩原委員とまだ連絡を取っておらず、これからになります。以上です。

議長 あっせん委員さんには、色々お世話をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

事務局 続きまして、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知(合意解約)について、ご説明いたします。2 件ございます。
1 件目の貸人、借人は記載のとおりで、平成 27 年 6 月 20 日から令和 3 年 6 月 19 日までの 6 年間の賃貸借契約となっておりますが、経営規模縮小による借人の都合による解約になります。
2 件目の貸人、借人は記載のとおりで、平成 31 年 2 月 28 日から令和 11 年 2 月 27 日までの 10 年間の賃貸借契約となっておりますが、農地法 3 条による解約になります。
次のページをお願いいたします。農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出(相続)についてでございます。4 件ございます。
1 件目の被相続人は令和元年 11 月 28 日に死亡されており、令和元年 12 月 19 日に相続登記が完了したということで、相続人から令和 2 年 1 月 29 日に届出がされたものです。
2 件目の被相続人は、令和元年 8 月 24 日に死亡されており、令和 2 年 1 月 8 日に相続登記が完了したということで、相続人から令和 2 年 2 月 6 日に届出がされたものです。
3 件目の被相続人は、平成 16 年 8 月 25 日に死亡されており、令和元年

12月23日に相続登記が完了したということで、相続人から令和2年2月6日に届出がされたものです。

4件目の被相続人は、令和元年9月4日に死亡されており、令和2年1月29日に相続登記が完了したということで、相続人から令和2年2月12日に届出がされたものです。

(申請事件の処理状況以下、表の読み上げ)

<申請事件の処理状況>

農地法関係

令和2年1月分

条項	申請人	転用目的	申請面積	処理状況
4	申請人氏名	一般個人住宅	178 m ²	R2.2.14許可

条項	譲渡人(貸人)	譲受人(借人)	転用目的	申請面積	処理状況
5	譲渡人氏名	譲受人氏名	一般個人住宅	514 m ²	R2.2.14許可
	譲渡人氏名	譲受人氏名	一般個人住宅	835 m ²	R2.2.14許可

<提案事件の集計表>

農地法関係

申請事由		件数	面		積計
			田	畑	
第5条	太陽光発電施設	1	1,666 m ²		1,666 m ²
	小型風力発電	1		1,784 m ²	1,784 m ²
計		2	1,666 m ²	1,784 m ²	3,450 m ²

農用地利用集積計画

権利の種類		件数	面		積計
			田	畑	
所有権移転		4	1,705 m ²	2,102 m ²	3,807 m ²
利用権設定		8	13,474 m ²	4,040 m ²	17,514 m ²
賃借権		6	11,746 m ²		11,746 m ²
使用貸借		2	1,728 m ²	4,040 m ²	5,768 m ²
計		12	15,179 m ²	6,142 m ²	21,321 m ²

議長 各種報告をしたわけですが、これら報告の中で、皆様方からご質疑等ございませんか。

(質疑・意見等なし)

よろしいですね。

それでは、付議事項に入ります。

議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局 議案第9号農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、申請書に基づき調査した結果をご説明いたします。

4ページをお開き下さい。事件番号1番について、ご説明いたします。申請事由は、譲渡人から譲受人への従弟同士による売買で経営規模拡大を行うものであります。譲渡人は昭和58年当時から転出しており、売買する農地は、志佐町稗木場免、地目：田、2,448平方メートルから地目：畑、125平方メートルまでの 田5筆 4,300平方メートル、畑2筆 482平方メートル、合計7筆の4,782平方メートルであります。譲受人世帯の経営状況は、耕作面積が15,117平方メートル、農従者は2名、譲受人の農業従事日数は年間200日となっております。

以上の状況により農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

ご審議方よろしく願います。

議長 議案の説明が終わりました。ここで、地元委員さんの意見をお伺いしたいと思います。

推進委員 推進委員の百枝です。貸人の方は、50数年前からこちらの方にはおられません。高校生の頃から北九州におられ、お父さんも農業をされていないということでございまして、今回の譲受人さんが耕作をされておりました。上段の一筆以外は小狭地になっておりとても買い手はつかないようなところでありますが、幸い譲受人さんが農業に専念され規模拡大ということで引き受けてくださり、売買契約が整っておりますので、ご審議方よろしく願います。

議長 ありがとうございます。地元委員からも所有権移転については問題ないというご意見でございます。

ここで、皆様方からの質疑を受けたいと思います。この案件につきまして、何かご意見等はございませんか。

(意見等なし)

ご意見もないようでございますので、申請どおり許可することに異議は

ございませんか。

委員 はい。

議長 異議なしと認めます。よって、議案第 9 号は申請どおり許可することといたします。

次に、議案第 10 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局 議案第 10 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、申請書に基づき調査した結果をご説明いたします。

5 ページをお開き下さい。事件番号 1 番についてご説明いたします。現地の位置図を議案の 13 ページ及び 14 ページに添付しております。字図は 15 ページに、配置図、断面図は議案の 16 ページに添付しております。申請地、譲受人、譲渡人は記載のとおりです。農地区分は、申請地が 10 ヘクタール未満の小規模団地内にある農地であり、土地改良事業も行われていないことから第 2 種農地地区となります。第 2 種農地地区のため、代替地検討理由書が添付されております。転用の目的は、太陽光発電施設であり、低圧電力です。49.5 キロワットで太陽光パネル数は 336 枚を設置することになっております。申請地の周りには、防護柵（フェンス）設置する計画です。申請地は、東側から西側へ緩やかな勾配があるところであり、排水計画については、雨水排水は自然流下で既存素掘側溝へ接続する計画になっております。県で指定されている土砂災害危険区域であります。県北振興局田平土木出張所管理班によりますと、当該物件の設置については、支障はないとのことでありました。資金計画については、残高証明書が添付され確認しております。農業振興地域整備計画の農用地から平成 31 年 1 月 8 日付けで除外になったところであります。以上の状況により、問題ないものと判断いたしました。

続きまして、事件番号 2 番について、ご説明いたします。現地の位置図を議案の 13 ページ、17 ページに、字図は 18 ページに、配置図は 19 ページに、立面図は 20 ページに添付しております。申請地は、星鹿町青島免、地目：畑、1784 平方メートルです。借人、貸人は記載のとおりです。市道敷登記未了地でありましたが、今回それも完了したための申請であります。農地区分は、申請地が 10 ヘクタール未満の小規模団地内にある農地であり、土地改良事業も行われていないことから第 2 種農地地区となります。転用の目的は、風力発電施設であり、低圧電力です。排水計画は自然流下です。資金計画については、金融機関による資金証明書が添付され確認しております。埋蔵文化財に係る遺跡地区に指定されている区域にあるため当市文化財課を經由し、県の教育委員会にて慎重工事に努めるようにと通知が発出されております。今回の申請にあたりまして、2 月 19 日の現地調査の際、事業主所有の仮設現場事務所が申請地の反対側の土地（農地：畑）に建っていましたので、これは無断転用になりますので、農地でないところに移設するよう指導をしていたしました。この件につきまして、事業主か

ら昨日までに近傍地の原野のところに移設した連絡がありましたことをご報告させていただきます。以上の状況により、問題ないものと判断いたしました。

今回、5条2件のご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 議案の説明が終わりましたので、まず、地元委員さんのご意見をお聞きしたいと思います。事件番号1番の地元委員さんにお願ひします。

5番 5番 農業委員の武部です。議案第10号 事件番号1の農地法第5条申請につき今月19日午後1時頃に農業委員会事務局及び農業委員と同行し現地調査を行いました。

本件の農地転用は事前に平成30年9月の定例農業委員会において、農業振興地域整備計画変更の議案提示があり、審議され農用地区域からの除外、転用承認済になっています。

今般その一部について、所有者、買主は記載のとおりで、利用目的は太陽光発電設備用地で本件土地の南向き階段斜面を利用し、太陽光パネル336枚を設置する計画になっています。防災措置等については、雨水処理は既存の素掘り側溝を拡幅利用し、南側下部の河川に放流することになっています。また、猪等の被害対策について、周囲に防護柵を設置するというものです。

以上の状況であり、本件の農地法第5条転用申請について当地区の方々には事業目的について協力することで賛成されており、内容的に問題はないと思います。

よろしくご審議方お願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。事件番号2についても地元委員さんからご意見をお聞きしたいと思います。松瀬委員、お願ひいたします。

推進委員 推進委員の松瀬です。今回は同行しておりませんが、申請地付近は何度も足を運んでおりますので、状況は十分に把握しております。いま、事務局からの説明がありましたけれども仮設現場事務所が農地に建っていたものを事務局の指導により、昨日までに移設したということでした。このことのほかは、周辺農地への影響等はありませんので、問題はないかと思われまます。

ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。それでは、現地確認に行かれた委員さんからもお願ひいたします。

8番 8番 農業委員 田中です。事務局、地元委員さんの説明のとおり問題ないと思います。事件番号1番で、既存素掘り側溝に接続し河川に放流とありますが、資料16ページのフェンス12メートルというところに素掘り側溝があったのですが、周りには雑木などが生い茂っていたので、こちら

の整備の時に払ってもらえれば安心かと思えます。

事件番号2についても、事務局と地元農業委員さんの説明のとおりで問題はないと思えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

事務局 今、田中委員さんからご意見がありました、資料 16 ページの側溝は基本現状のまま使用するとなっておりますが、付近の暖竹等は工事の際には伐採するというを確認しております。

議長 ありがとうございます。地元委員、並びに現地調査に行かれた委員からも、転用については問題ないというご意見でございました。

ここで、皆様方からの質疑を受けたいと思えます。この案件につきまして何かご意見ご質問等はございませんでしょうか。

推進委員 推進委員の早坂です。2 点ほど質問があります。まず、鉄塔鉄柱がざつと計算しただけで 25 メートル。こういうことはあまり考えなくていいんですが、倒れることも考えられますので、農地までの距離の規制とかあるのでしょうか。

それともう 1 点、風力発電の場合低周波の音が気になりますが、酪農家等への影響も考えられます。何らかの規制はあるのでしょうか。

事務局 規制自体はございません。羽が回転する際によその地番にかかった場合は、地上権を設定しなさいということになっております。

音については、現地確認に行かれた委員さんがよくわかられていると思いますが、エアコンの室外機並みです。低周波そのものについては、学術的にはっきり出てはいないと思えます。ただ、そのために周辺住民の同意を取ることが必要になってくると思えますが、この周辺には既に 20 基くらい建っております。地域全体にお話があつて、お話を聞かれた上で、こちらを導入したいという話になっておりますので、問題ないと思えます。日照関係でございますけれども、一般の電柱と同じと考えてそれに羽が回るということで、日照問題はほとんど無いと考えていいと思えます。

議長 よろしいでしょうか。

推進委員 (早坂委員) はい。

議長 ほかに何かご意見等はございませんか。

(意見等なし)

ほかにございませんか。

ご意見もないようでございますので、申請どおり許可することに異議はございませんか。

- 委員 異議なし。
- 議長 異議なしと認めます。よって、議案第 10 号について農業委員会としては許可相当と意見を付して進達するものとしたします。
次に、議案第 11 号 農地の一括贈与に係る証明願についてを議題とします。
- 事務局 議案第 11 号 農地の一括贈与に係る証明願についてご説明いたします。
初めに贈与税の納税猶予制度について簡単にご説明いたします。贈与税の納税猶予とは、農業を営む者（贈与者）が、全ての農地を後継者に一括して贈与をした場合に、通常贈与を受けた際に課税される贈与税の納税を猶予する制度です。この猶予された贈与税は贈与者又は後継者のいずれかが死亡したときに免除されます。贈与者の要件として、農地等を贈与した日まで、引き続き 3 年以上農業を営んでいる個人であることとなっております。次に後継者の要件ですが、ひとつ目に贈与者の推定相続人であること、ふたつ目に農地等を取得した日の年齢が 18 歳以上であること、三つ目に農地等を取得した日まで引き続き 3 年以上農業に従事していたこと、四つ目に農地等を譲り受けた日以後速やかに、譲り受けた農地において農業経営を開始することになっております。
以上のおり納税猶予制度を活用した場合、通常は最終的に免除となりますが、もし途中で農業経営を廃止した場合や農地の売り渡し、貸付け、転用又は耕作の放棄があった場合には、猶予された贈与税の全部又は一部と、贈与時からの利子税を併せて納税することとなります。また、納税猶予の適用期間中は、3 年ごとに納税猶予の継続届出書を税務署及び県北振興局税務部に提出する必要があります。この提出を怠った場合も納税猶予が打ち切りとなり、納税する必要があります。毎年 2 月に継続届の手続きを行っておりますが届出書の提出にあたっては、後継者が引き続き農業経営を行っている旨の農業委員会の証明書を添付する必要があります。
つきましては、7 ページに添付しております納税猶予者の一覧表に記載の対象者について引き続き農業経営を行っているかご確認いただき、証明書を交付してよいかご審議いただきますようお願いいたします。以上です。
- 議長 議案の説明が終わりましたので、この 6 件に係る委員さんのご意見を伺いたいと思います。
1 番はいかがですか。
- 推進委員 推進委員の松尾です。問題なく耕作されております。
- 議長 はい、それでは 2 番。
- 6 番 6 番 大川内です。問題ありません。

- 議 長 それでは、3番。
- 11番 11番 益本です。問題ありません。
- 議 長 次に、4番。
- 推進委員 推進委員の村田です。問題ありません。
- 議 長 次に、5番。
- 推進委員 推進委員の百枝です。申し訳ありません、ちょっと聞き逃しておりましたが、対象者は貸してはいけないということですかね。
- 事務局 貸すことはできます。これは、ちょっと複雑でして、特定貸付と言いますが、贈与を受けた時期により、原則65歳を超してから10年以上その農地を作っていたなら、65歳未満であれば20年以上継続して作っていた場合に限り、特定貸付という形で、税務署に届出をすることによって、農地を貸すことができます。その場合は、納税猶予が切れることはないというように何年か前に変わっております。背景としましては、長寿により子供が高齢になって作れなくなる事態が発生しているものでございます。この納税猶予は、昔の農業者年金がらみです。経営移譲年金をもらうにあたっては、後継者に全農地を貸し付けるか、贈与しないといけません。その農業者年金は、贈与をすれば息子さんが転用しようが、貸付けようが年金は止まらないという、年金をもらう側にとっては非常に有利なものになっていきます。さらに、この納税猶予に関係するのは息子さんでありまして、本人には全く影響はありません。平成19年以降だったと思いますが、この納税猶予制度は全く使われておりません。というのも、相続時精算課税制度というものが、これは前からあったのですが、それが65歳以上だったものが60歳以上に年齢が引き下げられ、農業者年金をもらうときに64歳だったら、それを使えなかったところが、今は年齢が引き下げられて使えるようになっておりますので、納税猶予制度のほうは、かなり件数が減ってきているのが現状です。
- 議 長 今、地区の担当委員さんから、耕作しておられるということをお聞きしております。
こちらの件について、申請どおり、証明書を交付することとしてよろしいでしょうか。
- 委 員 異議なし。
- 議 長 異議なしと認めます。よって、農業委員会として申請どおり証明書を交付するものいたします。
次に、議案第12号 農用地利用集積計画の決定についてを議題とし

ます。

事務局 8ページをご覧ください。議案第12号 農用地利用集積計画の決定についてでございます。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を決定する、というものでございます。公告予定日を令和2年2月27日としております。9ページに農用地利用集積総括表を添付しております。9-2ページにあっせんに係る所有権移転分を記載しております。10ページに賃貸借権の新規設定分、使用貸借権の新規設定分の各筆明細を添付しておりますので、担当地区の委員さんのご確認をお願いします。

議長 議案の説明が終わりました。これは、皆さん方から掘り起こしで出していただいたものでございます。担当地区の所をお目通しいただきたいと思っております。

計画どおり決定することに異議はございませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。よって、議案第12号は、計画通り決定するものとし、公告予定を令和2年2月27日とさせていただきます。

それでは、以上で付議事項を終わります。

次回は3月27日 金曜日、時間については、この前もお話ししましたように異動があれば送別会を行うこととしておりましたので、15時ぐらいからの開催になろうかと思っております。

以上で2月総会を終了します。お疲れさまでした。

<閉会の時刻>

16時05分